

高齢者施設等 管理者 様

浜松市介護保険課長 市 川 和 弘  
浜松市高齢者福祉課長 小石川 邦 夫

アスベスト等使用実態調査のフォローアップ調査の実施について（依頼）

日ごろ、本市の高齢者福祉事業に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省から高齢者福祉施設等のアスベスト等使用実態調査のフォローアップ調査の実施について依頼がありました。つきましては下記及び別紙を御確認いただき、対象施設については調査表に回答内容を御記入の上、提出期限までに電子メールにて御提出いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 内容 アスベスト使用の実態調査
- 2 対象施設等 別紙1のとおり
- 3 調査対象物 平成18年8月31日以前に新築の工事に着手した全ての建築物その他の工作物
- 4 対象建材 別紙2のとおり
- 5 特定方法 ①設計図書等による確認  
②設計図書等によって確認できない場合は分析調査の実施により確認  
※分析調査はJIS法（JIS A1481規格群）を実施すること
- 6 調査時点 平成30年12月1日（土）
- 7 提出書類
  - ・アスベスト使用実態調査表（様式1-1）
  - ・アスベストのばく露の恐れのある施設調査表（ばく露のおそれがある場合のみ）（様式1-2）※提出するファイル名には施設名を御記入ください。
- 8 提出先 別紙1の区分に従い、別紙に記載する高齢者福祉課又は介護保険課の電子メールアドレスへ送付
- 9 提出期限 **平成31年1月10日（木）**
- 10 その他 提出書類及び調査の概要等については、浜松市公式ホームページに掲載の資料を御参照ください。  
※トップページ⇒産業・ビジネス⇒福祉・介護⇒介護保険事業者の皆様へ⇒介護保険事業者の皆様へのお知らせ⇒アスベスト等使用実態調査のフォローアップ調査の実施について（依頼）

担当 浜松市 健康福祉部 介護保険課  
指導第2グループ 御手洗  
電話 053-457-2787 FAX 053-450-0084  
電子メール kaigo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

担当 浜松市 健康福祉部 高齢者福祉課  
施設福祉グループ 下平  
電話 053-457-2886 FAX 053-458-4885  
電子メール kourei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

【調査対象施設種別及び提出先一覧】

◎高齢者福祉課

担当施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養護老人ホーム</li> <li>・ 特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホーム含む）</li> <li>・ 軽費老人ホーム</li> <li>・ 老人福祉センター</li> <li>・ 生活支援ハウス</li> <li>・ 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅含む）</li> <li>・ 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）</li> <li>・ 地域包括支援センター</li> </ul>
提出先アドレス	kourei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

◎介護保険課

担当施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人デイサービスセンター （通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）</li> <li>・ 老人短期入所施設（短期入所生活介護）</li> <li>・ 認知症対応型共同生活介護事業所</li> <li>・ 在宅複合型施設</li> <li>・ 介護老人保健施設</li> <li>・ 訪問看護ステーション</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</li> <li>・ 介護医療院</li> </ul>
提出先アドレス	kaigo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

※併設施設等で、提出先が両課になる場合（例：特養と短期入所）は、回答をまとめて本体施設等（主な施設等）の担当課にご提出ください。

※平成28年度の調査で、「未措置状態」、「未回答」、「分析予定」の施設及び調査時点以降に開設した施設が今回の調査対象となります。（平成28年度の調査で、「アスベストを使用していない」又は、「H18.9.1以降に工事に着手した」と回答した施設は、今回の調査は対象外となります。）

## 調査対象建材

調査対象建材	内容
吹付けアスベスト等	建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたもの。吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けひる石（バーミキュライト）など。
アスベスト含有保温材	熱の損失を防止するために、熱源本体やダクト（配管）に使用されているようなもの。石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有パーライト保温材、石綿含有ケイ酸カルシウム保温材、石綿含有バーミキュライト保温材、石綿含有水練り保温材など。
アスベスト含有耐火被覆材	吹き付け材の代わりとして、下地や化粧として鉄骨部分や鉄骨柱、梁に使用されているもの。石綿含有耐火被覆材、石綿含有ケイ酸カルシウム板第二種、石綿含有耐火被覆塗り材など。
アスベスト含有断熱材	石綿屋根用折版裏断熱材、石綿煙突用断熱材。

※詳細は浜松市公式ホームページ掲載の「(別紙2) 石綿含有建材品目例 (参考)」(出典：国土交通省・経済産業省「石綿(アスベスト)含有建材データベース」(<http://www.asbestos-database.jp/>))を御確認ください。

※特に、過去において建材等に使用された石綿は、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライト(以下「クリソタイル等」という。)とされていたが、トレモライト、アンソフィライト及びアクチノライト(以下「トレモライト等」という。)が建築物の吹付け材から検出された事案があることから、(別紙2)に示す品目例に該当しない場合であっても、使用されている建材にトレモライト等を含む石綿が使用されていないか、改めて業者に確認を行い、確認ができない場合は分析調査を行うなど、適切に対応すること。